

「岸和田市土砂埋立て等の規制に関する条例」の制定について市の考え方

○基本的な考え方

- ・「大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例」（以下「府条例」という。）の対象外となる 3,000 m²未満の行為を規制する「岸和田市土砂埋立て等の規制に関する条例」（以下「市条例」という。）を制定する
- ・目的、定義（規制対象となる土砂、行為）などの骨子は府条例と同様とする
- ・府条例と重複規制にならないよう留意する
- ・財産権を尊重し、条例の目的に照らして過度の規制にならないよう留意する

○各主体の責務

- ・府条例で規定する対象以外に、土砂運搬者にも責務を課す

○規制対象とする行為の規模

- ・500 m²～3,000 m²、かつ高さ 1 m 以上

○事前協議制

- ・事前協議を条例で規定する

○規制内容及び罰則規定

- ・府条例と同等とする